

## 宮田村保育園・小中学校 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

### I 園児児童生徒が高熱・強いだるさ（倦怠感）・息苦しさ（呼吸困難）等、新型コロナウイルス感染が疑われる場合

#### 1 保育園、学校で園児児童生徒の高熱等を確認した場合

- (1) 保育園、学校より保護者に連絡し、迎えをお願いします。
- (2) 当該園児児童生徒は保護者の迎え等により帰宅します。
- (3) 自宅で休養・健康観察をします。容態により伊那保健福祉事務所（以後 伊那保健所）に電話で相談をお願いします。（伊那保健所有症相談電話 TEL76-6837）
- (4) 有症相談の結果について、家庭から保育園、学校に必ず連絡をお願いします。

#### 2 家庭で園児児童生徒の高熱等を確認した場合

- \* 1 (3) (4) に同じ。

#### 3 伊那保健所への相談について

- (1) 伊那保健所は新型コロナウイルスにかかわる有症相談を受けつけています。
- (2) 伊那保健所は必要に応じて、園児児童生徒がPCR検査を受けられる外来を紹介します。  
→相談結果について家庭から保育園、学校へ連絡をお願いします。
- (3) 園児児童生徒がPCR検査を受ける必要がない場合は自宅で休養、またはかかりつけ医へ受診することになります。  
→回復後、登園登校となります。
- (4) 園児児童生徒がPCR検査を受ける場合  
検査結果が出るまで2～3日必要とされています。その間、主治医・伊那保健所の指示により、入院または自宅で休養・健康観察となります。

#### 4 園児児童生徒がPCR検査を受けることとなった場合の教育委員会・保育園・学校の対応

- (1) PCR検査結果が出るまでの保育園・学校の対応については、園児児童生徒がPCR検査を受けるに至った経過・状況及び医療機関の助言等をもとに協議します。
- (2) (1)の協議の結果をもとに、保育園・学校の臨時休業（休園・休校・学年・学級閉鎖等）の必要性を判断し、保育園・学校の臨時休業（休園・休校・学年・学級閉鎖等）の必要がある場合は、保護者にメール配信等により連絡します。
  - \* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、急な連絡となる場合がありますのでご理解ください。日頃から、時々メールを確認していただければありがたいです。
  - \* メール配信にあたっては、PCR検査を受ける園児児童生徒について、個人が特定されないようにいたします。

## 5 園児児童生徒の PCR 検査結果による教育委員会・保育園・学校の対応

### (1) PCR 検査結果が陰性の場合

- ① 該当園児児童生徒は、陽性者との接触があった場合、最終接触から2週間、自宅でかかりつけ医へ受診・休養、外出自粛（出席停止）となります。  
また、伊那保健所から健康状態の確認が行われます。
- ② 伊那保健所との相談により、登園、登校となります。
- ③ 4（2）により保育園・学校を臨時休業（休園・休校・学年・学級閉鎖等）した場合は、PCR検査の結果及び保育園・学校の日課等について、保護者にメール配信等により連絡します。

### (2) PCR 検査結果が陽性の場合

- ① 該当園児児童生徒は入院等により治療します。
- ② 伊那保健所による疫学調査に教育委員会・保育園・学校は協力し濃厚接触者の特定を行います。  
\* 濃厚接触者に特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間、自宅で休養・健康観察（出席停止）となります。また、PCR検査の必要性の検討が行われます。
- ③ 濃厚接触者の特定にかかわり、家庭に連絡を取らせていただく場合があります。
- ④ 感染拡大のリスクがある等、必要に応じて、保育園・学校の臨時休業（休園・休校・学年・学級閉鎖等）の措置をとり、保護者にメール配信等で連絡します。  
\* 急な連絡となる場合があります。  
\* 状況により臨時休業（休園・休校・学年・学級閉鎖等）となる可能性があります。
- ⑤ 必要に応じて、保育園施設・学校施設の消毒を行います。  
\* ②～⑤までは並行して協議及び対応を行います。
- ⑥ 保育園・学校の再開等については、保護者にメール配信等により連絡します。

## II 園児児童生徒と同居の家族が、り患者との接触により濃厚接触者に特定された場合、また同居の家族が PCR 検査を受けることとなった場合

- 1 保育園・学校への連絡をお願いします。
- 2 園児児童生徒は、同居の家族が濃厚接触者と特定された日から伊那保健所が示した期間は、自宅等で休養・健康観察（出席停止）となります。同居の家族が PCR 検査を受けることになった場合は、検査結果が出るまでの期間、自宅等で休養・健康観察（出席停止）となります。

## III その他

- 1 保育園・学校の教職員が PCR 検査を受けることになった場合、または濃厚接触者となった場合は、上記において「園児児童生徒」を「教職員」に読み替えて対応します。
- 2 教育委員会は、村対策本部・伊那保健所・学校医・学校薬剤師等との連絡・連携に努めます。
- 3 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者、濃厚接触者とその家族、医療従事者等関係者に対する誹謗中傷、差別や偏見が生じないよう人権への十分な配慮をお願いいたします。
- 4 このガイドラインは、状況に応じて変更してまいります。お気づきのこと等ありましたら、村教育委員会事務局（TEL 85-2314）まで連絡をお願いいたします。